

日本薬物動態学会会員の休会制度ならびに海外在住届制度の導入について

総務委員長 寺崎哲也

薬物動態学会では会員サービス向上の一環として、平成19年1月1日から「休会制度」と「海外在住届制度」を導入することになりました。これによって、会員は次の理由がある場合、一定期間、休会できるようになりました。また、海外留学や海外勤務される方で会員身分の継続を希望される場合、お届けいただいた住所へ学会誌などをお送りできるようになりました。なお、詳細は以下の通りです。

1. 「休会制度」について

- 1) 「休会」対象は「海外留学」「海外勤務等」「長期病気療養」「出産・育児休暇」とする。これ以外のケースは、理事会あるいは総務委員会で審議し、理事会で可否を決定する。
- 2) 会員から「休会」届けが提出されたとき、総務委員会で審議し、承認する。結果を理事会に報告する。
- 3) 休会期間は会費納入の観点から、年単位（1月から12月）とし、原則として2年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合、理事会に諮り2年を越えた休会延長を認めることがある。
- 4) 学会事務局から次年度会費請求時に本人宛に、再会、休会の延長、退会の判断を促す連絡をする。
- 5) 「休会会員」の会費の納入を免除する。
- 6) 「休会会員」に機関誌の配布はしない。
- 7) 「休会会員」は会員データに休会と明記して掲載する。
- 8) 「休会会員」は動態学会会員としての総会議決権はもたない（会員総数に含まない）。
- 9) 評議員、学会賞各賞の応募の際、休会期間は会員期間に含めない。
- 10) 「休会会員」が、年会やワークショップなどへ参加する場合、参加費は非会員扱いとする。

2. 「海外在住届制度」について

- 1) 留学、海外勤務等の理由により、海外に在住する会員は、海外在住届を提出し、継続して年会費を納入することで「会員資格を継続」できる。その場合、会費の納入方法は国内金融機関からの自動引き落としとする。
- 2) 「海外在住届」で、「DMPK誌と会費自動引落とし状など」の送付先を国内か国外を指定する。
補足
2-2-1) 送付先を国内と指定した場合、国内会費とする。
2-2-2) 送本の停止と会費引き落とし状の国内送付先を指定することができる。
2-2-3) 送付先を国外と指定した場合、船便にて送付することとし、会費

は船便料金を加算した「海外在住会費」とする。ただし、航空便での送付を希望する場合、航空便料金を加算した「海外在住会費(航空便)」として会費を引き落とす。

2-2-4) 国内会員の会費を支払うが、DMPK 誌や引き落とし状の送付の停止を希望する場合にも対応する。

- 3) なお、海外在住会費納入後、年途中に帰国し、国内送本先に変更した場合、国内会費との差額を返却しない。
- 4) 「海外在住届」は学会事務局で処理する。海外在住届けが提出された場合総務委員会に報告する。問題が生じた場合には、必要に応じて対応策を検討する。

なお、休会制度と海外在住届制度の導入に伴って以下の会則を追加することが、平成 18 年 11 月 30 日開催の薬物動態学会総会と評議員会で承認されました。また、会則改定の承認に伴って、平成 18 年 10 月 23 日持ちまわり理事会で承認された以下の関連の細則が発効しました。

会則の追加

会員 (平成 18 年 11 月 30 日改定)

第 11 条 正会員及び学生会員は、別途定める事由に該当したとき、届出に基づいて会長が休会を認めることができる。

(旧会則の第 11 条は、新会則の第 12 条となり、条文の番号は順次変更になりました。)

細則の追加

正会員及び学生会員の休会及び海外在住届に関する細則 (平成 18 年 11 月 30 日改定)

第 1 条 「海外留学」「海外勤務等」「長期病気療養」「出産・育児休暇」の場合、2 年間に限り休会を認める。別途定める「休会届」を提出し、総務委員会で審議し、承認する。

第 2 条 休会期間中の会費の納入を免除する。再入会をする時、休会期間中の会費の納入は必要としない。

第 3 条 休会期間中は「非会員」扱いとする。機関誌の配布はしない。年会、ワークショップへの参加は「非会員」扱いとする。評議員、学会賞各賞の応募の際、休会期間は会員期間と認めない。

第 4 条 「海外留学」「海外勤務等」で海外に在住する会員が、別途定める「海外在住届」を提出し「会費」を納入する場合、その間の会員資格は継続する。「海外在住届」は、事務局が取り扱い、総務委員会へ報告する。

第 5 条 その他、特別な措置を要するときは、別途、総務委員会で協議する。